

東京都心身障害者福祉手当に関する条例（昭和四十九年東京都条例第六十一号）新旧対照表（抄）

改正案

<p>東京都障害者福祉手当に関する条例</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この条例は、東京都と東京都の区域内に存する市町村（以下「市町村」という。）が一体となつて、障害者福祉手当支給制度の実現を図ることにより、障害者の福祉の増進に資することを目的とする。</p> <p>（東京都の措置）</p> <p>第二条 前条の目的を達成するため、東京都は、市町村が条例を制定して行う障害者福祉手当（以下「手当」という。）の支給に要する経費を負担する。</p> <p>第三条から第六条まで （現行のとおり）</p> <p>別表（第三条関係）</p>			
支給対象	支給額	支給期間及び支払期月	支給制限
二十歳以上の者であつて、次の各号のいずれかに該当するものに支給する。	月額 二〇〇〇円	（現行のとおり）	支給対象の欄に掲げる者が、次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。 （削除）

現行

<p>東京都心身障害者福祉手当に関する条例</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この条例は、東京都と東京都の区域内に存する市町村（以下「市町村」という。）が一体となつて、心身障害者福祉手当支給制度の実現を図ることにより、心身障害者の福祉の増進に資することを目的とする。</p> <p>（東京都の措置）</p> <p>第二条 前条の目的を達成するため、東京都は、市町村が条例を制定して行う心身障害者福祉手当（以下「手当」という。）の支給に要する経費を負担する。</p> <p>第三条から第六条まで （略）</p> <p>別表（第三条関係）</p>			
支給対象	支給額	支給期間及び支払期月	支給制限
二十歳以上の者であつて、次の各号のいずれかに該当するもの（以下「障害者」という。）に支給する。 ただし、障害者となつた年齢が六十歳以上の者及び障害者となつた年齢が六十五歳未満	月額 一五、五〇〇円	（略）	支給対象の欄に掲げる者が、次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。 一 前年の所得（二月から七月までの月分の手当については、前前年の

- 一 知的障害者であつて、精神発育の遅滞の程度が軽度以上であるもの
- 二 身体障害者であつて、身体の障害の程度が、身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）別表第五に定める身体障害者障害程度等級表のうち、六級以上であるもの
- 三（現行のおお

一及び二（現行のおお

- 一 知的障害者であつて、精神発育の遅滞の程度が中度以上であるもの
- 二 身体障害者であつて、身体の障害の程度が、身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）別表第五に定める身体障害者障害程度等級表のうち、二級以上であるもの
- 三（略）

所得とする。）が、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族の有無及び数に応じて、東京都規則で定める額を超えるとき。

二及び三（略）

<p>四 精神障害者であつて、精神の障害の程度が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第五百十五号）第六条第三項に定める障害等級のうち、三級以上であるもの</p> <p>五 東京都規則で定める特殊疾病に患している者</p>			
<p>(新設)</p>			<p>(新設)</p>